

埋立地下流モニタリング井戸(月1回)

項目/採水箇所	計量単位	4月28日	5月17日	6月10日	7月8日	8月5日	9月2日	10月7日	11月4日	12月1日	1月6日	2月3日	3月3日	周縁地下水環境基準(※)
塩化物イオン	mg/L	4.1	1.9	5.1	4.0	4.4	4.3	4.4	5.1	4.0	4.1	4.2	4.4	—
電気伝導度	mS/m	15	16	16	17	14	15	16	15	15	15	15	11	—
カドミウム	mg/L			<0.0003										0.003
シアン	mg/L			不検出										不検出
鉛	mg/L			<0.005										0.01
六価クロム	mg/L			<0.005										0.05
ヒ素	mg/L			0.003										0.01
水銀	mg/L			<0.0005										0.0005
アルキル水銀	mg/L			不検出										不検出
PCB	mg/L			不検出										不検出
トリクロロエチレン	mg/L			<0.001										0.01
テトラクロロエチレン	mg/L			<0.001										0.01
ジクロロメタン	mg/L			<0.002										0.02
四塩化炭素	mg/L			<0.0002										0.002
1,2-ジクロロエタン	mg/L			<0.0004										0.004
1,1-ジクロロエチレン	mg/L			<0.01										0.1
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L			<0.1										1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L			<0.0006										0.006
1,3-ジクロロプロペン	mg/L			<0.0002										0.002
チウラム	mg/L			<0.0006										0.006
シマジン	mg/L			<0.0003										0.003
チオベンカルブ	mg/L			<0.002										0.02
ベンゼン	mg/L			<0.001										0.01
セレン	mg/L			<0.001										0.01
1,4-ジオキサン	mg/L			<0.005										0.05
1,2-ジクロロエチレン	mg/L			<0.004										0.04
クロロエチレン	mg/L			<0.0002										0.002
ダイオキシン類	pg-TEQ/l			0.015										1

周縁地下水環境基準(※)：一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物最終処分場に係る技術上の基準を定める省令、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の維持管理の基準を定める省令による。

(3)地下水集排水管(年1回)

項目/採水箇所	計量単位	4月28日	5月17日	6月10日	7月8日	8月5日	9月2日	10月7日	11月4日	12月1日	1月6日	2月3日	3月3日
塩化物イオン	mg/L	4.6	2.1	5.7	4.8	5.1	4.9	5.0	5.1	4.7	4.7	4.6	4.5
電気伝導度	mS/m	20	22	22	22	23	23	22	23	22	20	19	19
カドミウム	mg/L			<0.0003									
シアン	mg/L			不検出									
鉛	mg/L			<0.005									
六価クロム	mg/L			<0.005									
ヒ素	mg/L			0.001									
水銀	mg/L			<0.0005									
アルキル水銀	mg/L			不検出									
PCB	mg/L			不検出									
トリクロロエチレン	mg/L			<0.001									
テトラクロロエチレン	mg/L			<0.001									
ジクロロメタン	mg/L			<0.002									
四塩化炭素	mg/L			<0.0002									
1,2-ジクロロエタン	mg/L			<0.0004									
1,1-ジクロロエチレン	mg/L			<0.01									
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L			<0.1									
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L			<0.0006									
1,3-ジクロロプロペン	mg/L			<0.0002									
チウラム	mg/L			<0.0006									
シマジン	mg/L			<0.0003									
チオベンカルブ	mg/L			<0.002									
ベンゼン	mg/L			<0.001									
セレン	mg/L			<0.001									
1,4-ジオキサン	mg/L			<0.005									
1,2-ジクロロエチレン	mg/L			<0.004									
クロロエチレン	mg/L			<0.0002									

○水質悪化の場合に講じる措置(施行規則第4条の7第4項 ホ)

該当なし